

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2015 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2015 年度内に 4 回発行する予定です。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2015 年 6 月～2015 年 8 月分)

#### **ガズプロム・ネフチ、地方のガソリンスタンド会社を商標権侵害で提訴**

ロシア最大手国営天然ガス会社の関連会社である「Gazprom Neft(ガズプロム・ネフチ)」は、ガソリンスタンドの立体商標を含む数々の登録商標を有している。ガソリンスタンドのデザインの一部は独立した商標としても登録されている。

「ガズプロム・ネフチ(原告)」は、地方のガソリンスタンド運営会社「Gorno-Altayskoe-2-promneft および Gorno-Altayskoe-3-promneft(被告)」が原告の商標と誤認混同するほど類似するデザインを使用していることを発見した。

原告は商標権侵害を理由とし、被告のガソリンスタンドにおける当該デザインの使用禁止を求めて提訴した(事件番号第 C01-785/2015 号)。アルタイ州商事裁判所(第一審)は 4 月 20 日、類似性に関する適用法律と方法論的勧告に従い、被告が使用している標識と原告の商標を審理した。登録商標と係争対象のデザインの構成要素比較に際し、第一審裁判所は、視覚的形狀、対称性の有無、表示形態、対象物の形や性質、色や色調の組合せについて審査した。第一審裁判所は、ガソリンスタンドの係争対象のデザインは原告の立体商標を侵害していないが、デザイン中に描かれているいくつかの要素は原告の商標と誤認混同するほど類似しているとの判決を下した。ま

た、第 7 控訴商事裁判所(控訴審)は 7 月 13 日、第一審裁判所の判決を支持する判決を下した。

#### **知的財産裁判所、商標不使用取消審判における「商標不使用」の基準に言及**

石鹼製造会社「Slobozhansky soap-boiler(原告)」が「POSHE」および「Π Ο Ι Ι Ε (POSHE のキリル文字表記)」を商標出願した。連邦知的財産局(ロスパテント)は、ドイツ自動車メーカー「Dr. Ing. h.c. F. Porsche AG(ポルシェ)(被告)」の既存の商標と誤認混同するほど類似しているという理由で当該出願内容の登録を拒否した。「PORSCHE」、「Porsche Cayenne」、および 2 種類の商標は、「PORSCHE」という単語を含む結合標章であり、商品およびサービスの国際分類の第 3 類(化粧品、ヘアローション、石鹼、漂白剤および洗剤を含む)に登録済みであった。

原告は被告の商標不使用取消審判請求を行った。知的財産裁判所(第一審)は 2 月 25 日、被告が「PORSCHE DESIGN」という商標を付した香水、シャンプー、シャワージェル、デオドラントやアフターシェーブバームを供給している事実からこの請求を棄却した。第一審裁判所は、特定の分類に商標登録された複数の商品の中で少なくとも一つの商品に付される形での商標の使用は、この分類における登録されたすべての商品の保護を保障するとい

う世界知的所有権機関(WIPO)の勧告を参照した判断だった。

しかし、知的財産裁判所幹部会(破毀審)(事件番号第 SIP-210/2014 号)は 7 月 24 日、第一審の決定を取消し、WIPO の当該勧告は民法第 1484 条および第 1486 条と矛盾するとの判決を下した。商標は登録されたすべての商品に適用し、使用されなければならないとの見解を示した。本件は再審のため下級裁判所に差し戻された。

### **著作権侵害対策法改正後初めて、オンライン・ゲームの違法サイトをブロック**

ロシア大手のコンピューターゲーム開発会社の一つである「Mail.ru Games」は、同社のゲーム「Legend: Legacy of the Dragons」の海賊版を流通させているウェブサイト「razdor.net」を提訴した。モスクワ市裁判所は 8 月 12 日、5 月 1 日に発効した著作権侵害対策法の第 2 次改正法に基づき(知的財産権ニュースレター 2015 年度第 1 号参照)、係争対象の海賊版を掲載したウェブサイト「razdor.net」に対し仮差止命令を下した。仮差止命令により同サイトへのアクセスが 15 日間ブロックされた。

### **ロ中間の模倣品対策面での連携が進展**

8 月 19 日～20 日にかけて、中国の成都で第 5 回知的財産権保護ワーキンググループ(ロシアと中国の税関協力の枠内)が開催された。ロシア(連邦税関局)と中国の税関当局代表者は、2014 年および 2015 年上半期の知的財産権保護に関する活動について情報交換した。ロシア税関当局によって押収された知的財産権疑義侵害品は、2014 年は 950 万点だったが、すでに 2015 年上半期だけで 940 万点に達している。また、2014 年は税関職員により 24 億ルーブル相当の知的財産権者の損害が予防されたが、2015 年上半期だけですでに 24.9 億ルーブルの損害が予防されているなど、ロシア税関当局は越境してくる模倣品数が増

加していることを報告した。この他ワーキンググループでは、国際郵便による輸送品に注意を払うこと、模倣品流通防止のために特別措置を導入することなどについて議論が行われた。

### **ユーラシア経済委員会、並行輸入合法化について議論**

並行輸入合法化に向けては、メドベージェフ首相と連邦反独占局によって 4 月に一連の議論が実施された(知的財産権ニュースレター 2015 年度第 1 号参照)。8 月 21 日には、ユーラシア経済委員会評議会(ユーラシア経済連合に加盟している 5 カ国の副首相級が参加)の中で並行輸入合法化に関する議論が行われ、その結果、並行輸入合法化には相当な準備作業が必要であることが明らかとなった。12 月 31 日までに並行輸入合法化の意思決定メカニズムに関する提案がなされる旨が決定された。ユーラシア経済委員会特別ワーキンググループは商標権者の同意なしにロシアへ輸入許可される商品の選考基準を決定するよう委任された。また、並行輸入合法化のためにユーラシア経済連合の協定を一部修正する必要がある。

並行輸入合法化は特定の地域にとっては重要な問題である。例えば、ロシア西部に位置する飛び地・カリーニングラード州は、ドイツ、ポーランド、リトアニアに隣接しているため、物理的にはこれらの国から外国製品を直接輸入できるが、並行輸入が認められていない現状ではモスクワなどの公認サプライヤーから購入せざるを得ず、割高かつ購入の流れが複雑となる。しかしながら、並行輸入に関し現状では省庁間の統一見解は存在しない。

### **知的財産裁判所、写真は引用に該当しないとの見解**

ある個人事業主(原告)は、メディア会社「Dalnevostochnaya Informatsionnaya Kompaniya(被告)」が同社の記事の中で原告

の写真 32 枚を無断使用したとして提訴した。ハバロフスク州商事裁判所(第一審)は1月21日、被告が各写真に原告の氏名と出典を記載したことを考慮し、原告の請求を棄却、引用のルールが適用されるべきであるとの判決を下した。民法第1274条によると、学術、議論、評論、又は情報提供の目的で作成され、その量が目的上妥当であるという条件で、かつ著者の氏名と出典を示すという条件のもとに、著作権者の同意なくまた報酬なしでの引用が許可されている。5月20日、第6控訴商事裁判所(控訴審)も第一審裁判所の判決を支持した。

しかし知的財産裁判所(破毀審)は8月26日、引用はテキストについてのみ言及されるものであり、グラフィックはこの範疇にないとし、判決を覆した(事件番号第C01-594/2015号)。写真(グラフィック)に関してはイラストについて

のルールが適用されるべきである。著作権で保護されたイラストの著作権者の同意なしの使用は、教育目的でのみ許可されている。被告は係争対象となる写真が教育目的で使用されていることを証明しなかったため判決は取り消され、本件は再審のために差し戻された。

### **視聴覚的実演に関する北京条約加盟文書の国内批准手続きが完了**

8月28日、政府は視聴覚的実演に関する北京条約への加盟に関する決議を採択した(2015年8月28日付ロシア連邦政府指令第1659-r号)。2012年6月20日～26日にかけて北京で開催された視聴覚的実演の保護に関する外交会議で採択された北京条約は、視聴覚的公演における実演家の知的財産権保護を目的としている。

## 2. 今回の話題:①輸入代替ソフトウェア

### ②商標、サービスマーク、団体商標の出願手続きに関する新規則が発効

#### ① 輸入代替ソフトウェア

ここ最近、輸入代替はロシア経済のトレンドとなった。ソフトウェアもこの範疇に含まれる。4月1日、ロシア連邦通信・マスコミ省は以下の3つの主要側面を含む輸入代替ソフトウェア計画を採択した(2015年4月1日付ロシア連邦通信・マスコミ省命令第96号)。

1. 国家および地方自治体の需要目的のソフトウェア購入に関してロシア製ソフトウェアに対する特恵を確保する。
2. ソフトウェアの国内競争が不足する分野にはソフトウェアの共同開発を支援する。
3. 特定分野(資源エネルギー産業、ヘルスケア、建設、運輸、金融部門)における国内のソフトウェア開発者を支援する。

6月29日、上記1.の内容に関連し、『連邦法「情報、情報技術及び情報保護について」および連邦法「国家および地方自治体の需要の保障のための商品、労働、サービス調達分野における契約システムについて」第14条の改正について』(以下、「連邦法」という)が採択された(2015年6月29日付ロシア連邦法第188-FZ号、2016年1月1日発効)。

連邦法は、ロシア製コンピュータープログラムおよびデータベースの統一登録簿の作成を規定している(以下、「ロシア製ソフトウェア登録簿」という)。あらゆる国家および地方自治体の発注者は、ロシア製ソフトウェア登録簿を参照し、そこに掲載されているソフトウェアを購入することが求められる。

連邦法に従い、ロシア製ソフトウェア登録簿に登録されるソフトウェアは一定の基準を満たさなければならない。

- 1) ソフトウェアの排他的権利者は以下のいずれかである必要がある。
  - ロシア連邦
  - ロシア連邦構成主体
  - 地方自治体
  - 最高意思決定機関が上記の機関またはロシア国民によって直接または間接的に構成され、かつ意思決定が外国人(法人)によって行われぬロシアの非営利団体
  - 上記の機関またはロシア国民の直接及び(又は)間接的株式保有が全体の 50 パーセントを上回るロシアの営利団体
  - 任意のロシア国民
- 2) ソフトウェアは合法的にロシア域内で販売される。ソフトウェアのコピーまたはソフトウェアの使用権はロシア全土に普及している。
- 3) 外国法人およびロシア企業から受領するソフトウェアのライセンス料と、ソフトウェアに関連する作業またはサービスに対する支払い額の総額は、権利者の年収の 30 パーセント未満となる。
- 4) ソフトウェアに関する情報は国家機密に該当せず、またソフトウェアはそのような情報を含んでいない。

ロシア政府は必要に応じて追加要件を設定することができる。

連邦法の目的はロシア製ソフトウェア開発者の支援と保護であると同時に、国家安全保障上の問題に対処することも目的としている。

## ② 商標、サービスマーク、団体商標の出願手続きに関する新規則が発効

7月20日、商標、サービスマーク、団体商標の出願手続きに関する新規則(以下、「新規則」という。)が採択され、8月31日に発効した(2015年7月20日付ロシア連邦経済発展省命令第482号)。

まず、出願に必要な申請書類のリストの内容が拡大された。例えば、弁理士ではない代理人によって申請書類が提出される場合、個人情報処理に関する同意文書の提出が必要となる。また、出願商標が何らかの政府機関の公式シンボル、国際組織の公式シンボル、文化遺産のイラスト、著名人の氏名、または優先権を有する他の商標に類似する場合、出願申請者は当該商標の権利者からの同意書を提出しなければならない。

出願申請は、連邦知的財産局(ロスパテント)のウェブサイト、政府・地方自治体サービスの統一ポータルサイト経由で行うことが可能になった。また、連邦産業財産権研究所のウェブサイト経由で申請書を提出することも可能である。この他、新規則は、ホログラム商標、触覚(センサー)商標、臭覚商標、味覚商標、色彩商標、動く商標といった非伝統的な商標に対する記述についての要求も規定している。触覚(センサー)商標の登録には表面に関する資料を添付することができる。一方、臭覚商標、味覚商標は文章のみによって説明できる。動く標識はビデオ録画によって識別できる。

加えて、出願申請書類に対する形式上の要求がより厳しくなった。例えば、各リストは片面印刷で、すべての書類は指定されたサイズで、かつ指定された余白のある、白色の丈夫で滑らかなマツト紙で提出されなければならない。写真は光沢紙を用いたものを提出することができる。さらにページ番号の記入やフォントが黒であることが必須である。申請書1部と出願する商標のイラスト2部を提出する必要がある。

新規則は申請却下の基準を規定している。然るべき条件で作成されていないため出願書類を処理できないとき、またはエラーを含む電子ファイルで提出されたとき、などの状況も申請却下の基準に該当する。新規則は新たな商標登録証のフォームについても規定している。

すべての手順はより詳細に記述されている。新たな形式要求に従わない場合、商標登録の遅れにつながる可能性がある。

(取りまとめ: ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Dentons Europe 社 (<http://www.dentons.com/en.aspx>) の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。